

浄水器適合マーク制度 運用開始

2016年1月5日
一般社団法人浄水器協会

●趣旨

浄水器協会は、浄水器の信頼確立を設立の趣旨として、安心して浄水器を使って頂く事を目的として、浄水機器の自主規格の策定を行って参りましたが、今般、2015年7月に公的な規格（日本工業規格（JIS S 3241 みずよい））が家庭用浄水器の規格として成立しました。

これを機に、予て悪徳商法等の対象となったことが消費者の不信であったこともあり、JIS規格対応浄水器について、浄水器協会「適合マーク」を明示し、信頼の証を確立することとしました。

◆シンボルマーク



承認番号:JA01601
JIS S 3241 適合

◆適合マーク

浄水器協会適合マークは、「浄水器協会 適合マーク認証センター」によって、製品ごとに審査され、適合と認められた製品について、左図の様な「浄水器適合マーク」の表示により、JIS規格及び浄水器協会自主規格JWPASに適合した安全な製品であることを表示します（左図は表示例）。

◆適合マークのある製品は・・・

- ・家庭用浄水器の公的な規格JIS S 3241及び
※JWPASに適合した浄水機器です。
（※JWPAS：浄水器協会自主規格）
- ・製品の試験がJIS規格により、実施された安全な製品です。
- ・家庭用品品質表示法による表示事項が明記されている製品です。
- ・製品自体の規格以外に、使用上の取り扱い説明書についての規定もされた製品です。
- ・浄水器協会が発行する「承認番号」により製品の適合性が管理された製品です。



(JIS S 3241公示広報より)

◆適合マーク取得の方法

会員以外の浄水器についても浄水器全般の信頼確立の見地から、本制度規程に則り厳正な審査により適合性認証を受け付けます。詳細は浄水器協会 適合マーク認証センター事務局までお問い合わせください。